

那覇市公報

号外第731号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市税条例等の一部を改正する条例（納税課）	4394
○那覇市立学校設置条例及び那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（こども政策課）	4411
○那覇市印鑑条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）	4414
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（文化振興課）	4415
○那覇市保健センター条例の一部を改正する条例（地域保健課）	4417
○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（廃棄物対策課）	4418
○那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）	4420
○那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅課）	4423
○那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（納税課）	4427
○那覇市ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例（企画調整課）	4432

条 例

那覇市条例第24号
平成29年12月28日

那覇市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。))の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間につ	(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。))の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日

いては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に係る税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の6とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

（軽自動車税のみなす課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）に

（軽自動車税の非課税の範囲）

第80条の2 〔略〕

は、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 〔略〕

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1） 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

（2） 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

（3） 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式

	による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。 （環境性能割に係る不申告等に関する過料） 第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 （環境性能割の減免） 第81条の8 市長は、第89条第1項第1号若しくは第3号又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（いずれも3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。
（軽自動車税の課税免除） 第81条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。 （軽自動車税の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 〔略〕	（種別割の課税免除） 第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。 （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 〔略〕

(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期) 第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 3 [略] (<u>軽自動車税</u>の徴収の方法) 第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告) 第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について<u>軽自動車及び二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 <u>軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所</u>	(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期) 第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 3 [略] (<u>種別割</u>の徴収の方法) 第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告又は報告) 第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について<u>軽自動車及び二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 <u>軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車</u>
---	--

有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 <u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(5) [略] (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料) 第88条 軽自動車等の所有者等又は<u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2～3 [略] (<u>軽自動車税の減免</u>) 第89条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)～(3) [略] 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(9) [略] 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障がい者等に対する<u>軽自動車税</u>の	の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 <u>第81条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(5) [略] (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料) 第88条 軽自動車等の所有者等又は<u>第81条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2～3 [略] (<u>種別割の減免</u>) 第89条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)～(3) [略] 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(9) [略] 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障がい者等に対する<u>種別割</u>の減免)
---	---

減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)～(2) [略]

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合に

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)～(2) [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該

は、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 [略]

- 2 法第443条第1項若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第1項若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 [略]

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 [略]

- 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 [略]

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～9 〔略〕

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識の交付等）

第91条の2 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者（以下この条において「販売業者」という。）は、原動機付自転車又は小型特殊自動車であって、第81条の規定の適用を受けるものを試乗し、又は試乗させる場合は、その車体に取り付けるべき試乗用の標識（以下「試乗標識」という。）の交付を受けなければならない。

2～9 〔略〕

付 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第1条の5 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2～3 〔略〕

第3条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定すると

8～9 〔略〕

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識の交付等）

第91条の2 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者（以下この条において「販売業者」という。）は、原動機付自転車又は小型特殊自動車であって、第81条の9の規定の適用を受けるものを試乗し、又は試乗させる場合は、その車体に取り付けるべき試乗用の標識（以下「試乗標識」という。）の交付を受けなければならない。

2～9 〔略〕

付 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第1条の5 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2～3 〔略〕

第3条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定すると

ころにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	ころにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2～3 〔略〕	2～3 〔略〕
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）
第6条の2 〔略〕	第6条の2 〔略〕
2～15 〔略〕	2～15 〔略〕
<u>16</u> 〔略〕	<u>16</u> 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
	<u>17</u> 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
	<u>18</u> 〔略〕
	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）
	<u>第11条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、沖縄県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u>
	（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）
	<u>第11条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、沖縄県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u>
	（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）
	<u>第11条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「沖縄県知事」とする。</u>
	（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）
	<u>第11条の5 市は、沖縄県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の</u>

	合計額を、徴収取扱費として沖縄県に交付する。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第11条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第1号</td><td>100分の1</td><td>100分の0.5</td></tr><tr><td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr><tr><td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr></table> 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								
(軽自動車税の税率の特例) 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略] 2～7 [略]	第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略] 2～7 [略]									
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示がない場合には、当該改正後表を加える。										

（那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 那覇市税条例等の一部を改正する条例（平成26年那覇市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた<u>三輪</u>以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る那覇市税条例第82条及び付則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略]	付 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた<u>3輪</u>以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の<u>種別割</u>に係る那覇市税条例第82条及び付則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略]
備考 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 那覇市税条例の一部を改正する条例（平成27年那覇市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
付 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第6条 〔略〕 2～6 〔略〕 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、那覇市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">〔略〕</th></tr><tr><td>第19条 第3号</td><td>第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又</td><td>〔略〕</td></tr></table>	〔略〕			第19条 第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又	〔略〕	付 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第6条 〔略〕 2～6 〔略〕 7 〔略〕 <table><tr><th colspan="3">〔略〕</th></tr><tr><td>第19条 第3号</td><td>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書</td><td>〔略〕</td></tr></table>	〔略〕			第19条 第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書	〔略〕
〔略〕													
第19条 第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又	〔略〕											
〔略〕													
第19条 第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書	〔略〕											

は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限
[略]	[略]
8～14 [略]	8～14 [略]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正）

第4条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第79号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例 （目的） 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約<u>第6条</u>に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の徴収方法及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定にもとづく<u>軽自動車税</u>の税率等について、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の特例を設けることを目的とする。 <u>（軽自動車、2輪の小型自動車に係る軽自動車税の税率）</u> 第2条 <u>アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等</u>(特例法第2条に規定するものをいう。)の所有する<u>軽自動車等</u>に対する<u>軽自動車税</u>の税率は、那覇市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する<u>軽自動車税の種別割</u>の特例に関する条例 （目的） 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約<u>第6条</u>に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づく<u>軽自動車税の種別割</u>の徴収方法及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に<u>基づく軽自動車税の種別割</u>の税率等について、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の特例を設けることを目的とする。 <u>（税率）</u> 第2条 <u>特例法第2条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等</u>(以下「<u>合衆国軍隊の構成員等</u>」という。)の所有する<u>原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車</u>(以下「<u>軽自動車等</u>」という。)に<u>対して課する種別割</u>の税率は、那覇市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(2) [略] (3) <u>原動機付自転車 年額 500円</u> (<u>軽自動車税の徴収の方法</u>) 第3条 <u>アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する軽自動車、2輪の小型自動車及び原動機付自転車に対する軽自動車税は、那覇市税条例第85条及び地方税法第446条第1項の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。</u> 2 <u>アメリカ合衆国軍隊の所有する軽自動車等のうち、専らアメリカ合衆国軍隊以外のものが使用するもので特例法第4条第2項の規定に基づき当該使用者に対して課する軽自動車税の徴収についても前項の方法による。</u> (<u>軽自動車税の証紙徴収の手続</u>) 第4条 前条に掲げる軽自動車等に対する<u>軽自動車税の納税義務者は、毎年4月中において那覇市の発行する証紙を購入して当該軽自動車税を払い込まなければならない。</u> 2 前項の場合において、<u>軽自動車税の納税義務は、購入した証紙に納税済みの検印を受けたときに完了するものとする。</u> (<u>軽自動車税の納税証明書の交付</u>) 第5条 <u>2輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税義務者が軽自動車税に係る証紙に前条第2項の検印を受けた場合においては、納税証明書を交付する。</u> (<u>規則への委任</u>) 第6条 <u>前条の証紙及び検印の様式その他この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u>	(1) <u>原動機付自転車 年額 500円</u> (2)～(3) [略] (<u>徴収の方法</u>) 第3条 <u>合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割は、那覇市税条例第85条及び地方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。</u> 2 <u>合衆国軍隊の所有する軽自動車等のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもので特例法第4条第2項の規定により当該使用者に対して課する種別割の徴収についても前項の方法による。</u> (<u>証紙徴収の手続</u>) 第4条 前条に規定する軽自動車等に対する<u>種別割の納税義務者は、毎年4月中において那覇市の発行する証紙を購入して当該種別割を払い込まなければならない。</u> 2 前項の場合において、<u>種別割の納税義務は、購入した証紙に納税済みの検印を受けたときに完了するものとする。</u> (<u>委任</u>) 第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合は、当該改正部分を削る。	

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中那覇市税条例第61条の次に1条を加える改正規定、同条例付則第3条の3の2の改正規定及び同条例付則第6条の2第16項を同条第18項とし、付則第15項の次に2項を加える改正規定、第4条中アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例第2条の改正規定（「対する軽自動車税」を「対して課する種別割」に改める部分を除く。）、同条例第3条の改正規定（「軽自動車税」を「種別割」に改める部分及び「第446条第1項」を「第463条の18第1項」に改める部分を除く。）、同条例第4条の改正規定（見出しに係る部分及び「掲げる」を「規定する」に改める部分に限る。）及び同条例第5条を削り、第6条を第5条とする改正規定並びに付則第3条の規定 公布の日

- (2) 第1条中那覇市税条例付則第1条の5の改正規定及び次条第2項の規定 平成31年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の那覇市税条例（以下「新条例」という。）第34条の4の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 3 第4条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

那覇市条例第25号

平成29年12月28日

那覇市立学校設置条例及び那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立学校設置条例及び那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する
条例

（那覇市立学校設置条例の一部改正）

第1条 那覇市立学校設置条例(昭和47年那覇市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那覇市立城東幼稚園	[略]
那覇市立城北幼稚園	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
那覇市立城西幼稚園	[略]
那覇市立城南幼稚園	那覇市首里崎山町4丁目35番地2
那覇市立真嘉比幼稚園	[略]
那覇市立泊幼稚園	
那覇市立松川幼稚園	那覇市松川1丁目7番1号
那覇市立壺屋幼稚園	那覇市牧志3丁目14番12号
那覇市立神原幼稚園	那覇市樋川2丁目7番1号
那覇市立真和志幼稚園	[略]
那覇市立与儀幼稚園	那覇市与儀1丁目1番1号
那覇市立城岳幼稚園	那覇市楚辺2丁目1番1号
那覇市立天妃幼稚園	那覇市久米1丁目3番2号
那覇市立垣花幼稚園	[略]
[略]	
那覇市立宇栄原幼稚園	[略]
那覇市立松島幼稚園	那覇市古島2丁目30番地12
那覇市立古蔵幼稚園	那覇市古波蔵1丁目33番2号
那覇市立上間幼稚園	[略]
那覇市立大名幼稚園	
那覇市立仲井真幼稚園	那覇市字仲井真173番地
那覇市立小禄南幼稚園	那覇市小禄4丁目14番地1
那覇市立天久幼稚園	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那覇市立城東幼稚園	[略]
那覇市立城西幼稚園	[略]
那覇市立真嘉比幼稚園	[略]
那覇市立泊幼稚園	
那覇市立真和志幼稚園	[略]
那覇市立垣花幼稚園	[略]
[略]	
那覇市立宇栄原幼稚園	[略]
那覇市立上間幼稚園	[略]
那覇市立大名幼稚園	
那覇市立天久幼稚園	[略]
[略]	

(那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 那覇市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(名称及び位置) 第2条 こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市立石嶺 こども園</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市立石嶺 こども園	[略]	(名称及び位置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市立石嶺 こども園</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市立城北 こども園</td><td>那覇市首里石嶺町1丁目 162番地</td></tr> <tr> <td>那覇市立城南 こども園</td><td>那覇市首里崎山町4丁目 35番地2</td></tr> <tr> <td>那覇市立壺屋 こども園</td><td>那覇市牧志3丁目14番12 号</td></tr> <tr> <td>那覇市立与儀 こども園</td><td>那覇市与儀1丁目1番1号</td></tr> <tr> <td>那覇市立天妃 こども園</td><td>那覇市久米1丁目3番2号</td></tr> <tr> <td>那覇市立小祿 南こども園</td><td>那覇市小祿4丁目14番地 1</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市立石嶺 こども園	[略]	那覇市立城北 こども園	那覇市首里石嶺町1丁目 162番地	那覇市立城南 こども園	那覇市首里崎山町4丁目 35番地2	那覇市立壺屋 こども園	那覇市牧志3丁目14番12 号	那覇市立与儀 こども園	那覇市与儀1丁目1番1号	那覇市立天妃 こども園	那覇市久米1丁目3番2号	那覇市立小祿 南こども園	那覇市小祿4丁目14番地 1
名称	位置																								
[略]																									
那覇市立石嶺 こども園	[略]																								
名称	位置																								
[略]																									
那覇市立石嶺 こども園	[略]																								
那覇市立城北 こども園	那覇市首里石嶺町1丁目 162番地																								
那覇市立城南 こども園	那覇市首里崎山町4丁目 35番地2																								
那覇市立壺屋 こども園	那覇市牧志3丁目14番12 号																								
那覇市立与儀 こども園	那覇市与儀1丁目1番1号																								
那覇市立天妃 こども園	那覇市久米1丁目3番2号																								
那覇市立小祿 南こども園	那覇市小祿4丁目14番地 1																								

備考 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分

に係るけい線を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 那覇市立幼保連携型認定こども園条例第5条第2項の利用承諾その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第26号

平成29年12月28日

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(印鑑登録証の交付等) 第8条 市長は、印鑑の登録をしたときは、 印鑑の登録を受けている旨を証する書面 (印鑑の登録を受けている者について、当 該個人を識別するための <u>磁気を付したカ</u> <u>ード</u> をいう。以下「印鑑登録証」という。) を当該印鑑の登録を受けた者又はその代 理人に対して直接交付する。 2 〔略〕	(印鑑登録証の交付等) 第8条 市長は、印鑑の登録をしたときは、 印鑑の登録を受けている旨を証する書面 (印鑑の登録を受けている者について、当 該個人を識別するためのカードをいう。 以下「印鑑登録証」という。)を当該印鑑 の登録を受けた者又はその代理人に対し て直接交付する。 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市印鑑条例第8条第1項の規定により交付されて
いる印鑑登録証は、改正後の同項の規定により交付された印鑑登録証とみなす。

那覇市条例第27号

平成29年12月28日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会	[略]
	那覇市生涯学習推進協議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会	[略]
	那覇市民会館保存可能性等検討委員会	那覇市民会館の保存可能性等の検討に関すること。
	那覇市生涯学習推進協議会	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市条例第28号

平成29年12月28日

那覇市保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保健センター条例の一部を改正する条例

那覇市保健センター条例(平成4年那覇市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
(名称及び位置) 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>那覇市保健センター</td><td>那覇市金城3丁目5番地の3</td></tr><tr><td>那覇市北保健センター</td><td>[略]</td></tr></table>	名称	位置	那覇市保健センター	那覇市金城3丁目5番地の3	那覇市北保健センター	[略]	(名称及び位置) 第2条 [略] <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>那覇市北保健センター</td><td>[略]</td></tr></table>	名称	位置	那覇市北保健センター	[略]
名称	位置										
那覇市保健センター	那覇市金城3丁目5番地の3										
那覇市北保健センター	[略]										
名称	位置										
那覇市北保健センター	[略]										
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。											

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市条例第29号

平成29年12月28日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第28条関係)

区分		手数料	
市が収集 する一般 廃棄物の 処理	<u>燃やすごみ及び燃やさないごみ</u>		市の指定するごみ袋10枚入り1組につき
			大 300円
			中 200円
			小 170円
			特小 120円
	粗大ごみ	[略]	
	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表(第28条関係)

区分		手数料
市が収集 する一般 廃棄物の 処理	<u>燃やすごみ</u>	
	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき	
	大 300円	
	<u>中(取っ手付き) 220円</u>	
	中 200円	
	小 170円	
	特小 120円	
	<u>燃やさないごみ</u>	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき
		大 300円

			中 200円
			小 170円
			特小 120円
	粗大ごみ	[略]	
	[略]		
[略]			

那覇市条例第30号

平成29年12月28日

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 〔略〕 (3) 父子家庭の父 次に掲げる者をいう。 ア 〔略〕 イ <u>児童扶養手当法施行令第1条の3第2号の児童の父であつて、当該児童を監護しているもの。ただし、同号の母以外の者と婚姻している者を除く。</u> (4)～(9) 〔略〕 (助成対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 〔略〕 (2) 本市に住所を有する者(母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童のうち、本市の区域外に住所を有するものを含む。)で次のいずれかに該当する<u>もの。</u> ア 母子家庭の母<u>及びその児童</u> イ <u>父子家庭の父及びその児童</u> ウ～エ 〔略〕 2 〔略〕 (受給資格認定及び受給者証の交付) 第6条 <u>母子家庭等に属する助成対象者について、医療費の助成を受けようとする</u>	(用語の定義) 第2条 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) 〔略〕 ア 〔略〕 イ <u>児童扶養手当法施行令第2条第2号の児童の父であつて、当該児童を監護しているもの。ただし、同号の母以外の者と婚姻している者を除く。</u> (4)～(9) 〔略〕 (助成対象者) 第3条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 本市に住所を有する者(母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童のうち、本市の区域外に住所を有するものを含む。)で次のいずれかに該当する<u>もの</u> ア 母子家庭の母<u>又は父子家庭の父</u> イ <u>アに規定する者の児童</u> ウ～エ 〔略〕 2 〔略〕 (受給資格認定及び受給者証の交付) 第6条 <u>第8条第1項の規定による助成金の支給を受けようとする保護者は、規則で</u>

保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の認定及び受給者証の交付を受けなければならない。 2 〔略〕 （受給者証の提示） <u>第8条 保護者は、受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に係る一部負担金の額について保険医療機関等で証明を受けるとき及び助成金の支給申請をするときは、受給者証を提示しなければならない。</u> （助成の方法） <u>第9条</u> 〔略〕 2 前項の申請は、<u>受給資格者</u>が医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。 <u>第10条～第11条</u> 〔略〕 （受給資格の消滅） <u>第12条</u> 次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格は、消滅する。 (1) 〔略〕 (2) 保護者が第10条第2項の規定による届出を当該届出をすべき期間の末日の翌日から起算して2年以内に行わないとき。 <u>第13条～第16条</u> 〔略〕	定めるところにより、市長に申請し、<u>助成対象者に係る受給資格の認定及び受給者証の交付を受けなければならない。</u> 2 〔略〕 （助成の方法） <u>第8条</u> 〔略〕 2 前項の申請は、<u>受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）</u>が医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。 <u>第9条～第10条</u> 〔略〕 （受給資格の消滅） <u>第11条</u> 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 保護者が第9条第2項の規定による届出を当該届出をすべき期間の末日の翌日から起算して2年以内に行わないとき。 <u>第12条～第15条</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市条例第31号
平成29年12月28日

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例（平成9年那覇市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定期入居の<u>決定</u>) 第8条の2 〔略〕 2 前項の規定による決定(以下「定期入居決定」という。)は、その更新がなく、期間の満了によってその効力を失うものとする。<u>ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、入居期間の延長として1年以内に限り、新たに入居期間を定めることができる。</u> 3～7 〔略〕 8 定期入居決定を受けた入居者は、第1項の入居期間(<u>第2項ただし書の規定により当該入居期間の延長がされたときは、当該延長後の入居期間</u>)が満了する日までに公営住宅を明け渡さなければならない。 9～10 〔略〕 11 <u>第2項ただし書の規定により第1項の入居期間の延長を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該入居期間が満了する日の30日前までに当該延長の申請をしなければならない。</u> 12 <u>第4項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、第2項ただし書の規定により入居期間を延長する場合において準用する。</u> (入居の手続) 第11条 公営住宅の入居決定者は、決定の	(定期入居の<u>決定等</u>) 第8条の2 〔略〕 2 前項の規定による決定(以下「定期入居決定」という。)は、その更新がなく、期間の満了によってその効力を失うものとする。 3～7 〔略〕 8 定期入居決定を受けた入居者は、第1項の入居期間が満了する日までに公営住宅を明け渡さなければならない。 9～10 〔略〕 11 <u>市長は、第2項(第13項において準用する場合を含む。)の期間が満了する日において入居者又は同居者に規則で定める特別の事情があると認めるときは、入居期間の延長として、規則で定める入居期間を新たに定めることができる。</u> 12 前項の規定により入居期間の延長を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該入居期間が満了する日の30日前までに当該延長の申請をしなければならない。 13 <u>第2項から第10項までの規定は、第11項の規定により入居期間を延長する場合について準用する。</u> (入居の手続) 第11条 〔略〕

あった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 原則として入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、規則で定める連帯保証人<u>2人</u>の連署する請書その他規則で定める書類を提出すること。 (2) [略] 2 [略] 3 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の<u>規定による</u>請書に連帯保証人の連署を<u>1人</u>とし、又は必要としないこととすることができる。 4～6 [略] (同居の承認) 第12条 [略] 2 市長は、前項の承認をするときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第<u>10条</u>に定める基準によらなければならない。 (入居の承継) 第13条 [略] 2 市長は、前項の承認をするときは、省令第<u>11条</u>に定める基準によらなければならない。 (収入の申告等) 第15条 [略] 2 前項に規定する収入の申告は、省令第<u>8条</u>に規定する方法によるものとする。 3～4 [略] (公営住宅建替事業による家賃の特例) 第39条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第<u>11条</u>で定めるところにより当	(1) 原則として入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、規則で定める連帯保証人<u>1人</u>の連署する請書その他規則で定める書類を提出すること。 (2) [略] 2 [略] 3 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。 4～6 [略] (同居の承認) 第12条 [略] 2 市長は、前項の承認をするときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第<u>11条</u>に定める基準によらなければならない。 (入居の承継) 第13条 [略] 2 市長は、前項の承認をするときは、省令第<u>12条</u>に定める基準によらなければならない。 (収入の申告等) 第15条 [略] 2 前項に規定する収入の申告は、省令第<u>7条</u>に規定する方法によるものとする。 3～4 [略] (公営住宅建替事業による家賃の特例) 第39条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第<u>12条</u>で定めるところにより当
---	--

該入居者の家賃を減額する。

（公営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例）

第40条 市長は、公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

（住宅の明渡請求）

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、公営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(7) 〔略〕

(8) 第8条の2第1項の入居期間（同条第2項ただし書の規定により当該入居期間の延長がされたときは、当該延長後の入居期間）が満了したとき。

2～6 〔略〕

（改良住宅の用途の廃止による他の改良住宅への入居の際の家賃の特例）

第49条 市長は、改良法第29条第1項において準用する公住法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止による改良住宅の除却に伴い、当該改良住宅の入居者を他の改良住宅に入居させる場合において、新たに入居する改良住宅の家賃（割増賃料を含む。本条において同じ。）が従前の改良住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第45条、第46条又は第48条の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入

該入居者の家賃を減額する。

（公営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例）

第40条 市長は、公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

（住宅の明渡請求）

第42条 〔略〕

(1)～(7) 〔略〕

(8) 第8条の2第1項の入居期間（同条第1項の規定により当該入居期間の延長がされたときは、当該延長後の入居期間）が満了したとき。

2～6 〔略〕

（改良住宅の用途の廃止による他の改良住宅への入居の際の家賃の特例）

第49条 市長は、改良法第29条第1項において準用する公住法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止による改良住宅の除却に伴い、当該改良住宅の入居者を他の改良住宅に入居させる場合において、新たに入居する改良住宅の家賃（割増賃料を含む。本条において同じ。）が従前の改良住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第45条、第46条又は第48条の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入

居者の家賃を減額する。 第56条の3 市長は、第3種住宅の用途の廃止による第3種住宅の除却に伴い当該第3種住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の第3種住宅の最終の家賃を超えることになり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項、第33条第1項、第45条、第46条及び第48条の規定にかかわらず、政令第11条の規定の例により当該入居者の家賃を減額する。	居者の家賃を減額する。 第56条の3 市長は、第3種住宅の用途の廃止による第3種住宅の除却に伴い当該第3種住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の第3種住宅の最終の家賃を超えることになり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項、第33条第1項、第45条、第46条及び第48条の規定にかかわらず、政令第12条の規定の例により当該入居者の家賃を減額する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第32号

平成29年12月28日

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 振興拠点重点整備地区 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第11条第1項に規定する振興拠点地域基本構想(平成15年3月31日までに地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。))第90条の規定による改正前の多極分散型国土形成促進法(以下「改正前の多極分散法」という。))第8条第1項の規定による承認を受けたもの(改正前の多極分散法第10条第1項の規定による承認を受けたものを含む。))又は地方分権一括法第90条の規定による改正後の多極分散型国土形成促進法(以下「改正後の多極分散法」という。))第8条第1項の規定による同意を得たもの(改正後の多極分散法第10条第1項の規定による同意を得たものを含む。))に限る。以下「同意振興拠点地域基本構想」という。))において定められた同法第7条第2項第3号に規定する地区をいう。 (観光地形成促進地域における課税免除) 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。))から平成29年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免	(用語の意義) 第2条 〔略〕 (1)～(4) 〔略〕 (5) 振興拠点重点整備地区 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第11条第1項に規定する振興拠点地域基本構想(平成15年3月31日までに地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。))第90条の規定による改正前の多極分散型国土形成促進法(以下「改正前の多極分散法」という。))第8条第1項の規定による承認を受けたもの(改正前の多極分散法第10条第1項の規定による承認を受けたものを含む。))又は地方分権一括法第90条の規定による改正後の多極分散型国土形成促進法(以下「改正後の多極分散法」という。))第8条第1項の規定による同意を得たもの(改正後の多極分散法第10条第1項の規定による同意を得たものを含む。))に限る。以下「同意振興拠点地域基本構想」という。))において定められた同法第7条第2項第2号に規定する地区をいう。 (観光地形成促進地域における課税免除) 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。))から平成31年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免

除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)～(2) [略]

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4

除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)～(2) [略]

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4

項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものについて、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)～(2) [略]

（国際物流拠点産業集積地域における課税免除）

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)～(2) [略]

（都市再開発法による不均一課税）

第7条 都市再開発法（昭和44年法律第38

項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものについて、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)～(2) [略]

（国際物流拠点産業集積地域における課税免除）

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)～(2) [略]

（都市再開発法による不均一課税）

第7条 都市再開発法（昭和44年法律第38

号)第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第12条第1項第8号の基準部分以外の部分に係る法附則第15条の8第3項に規定する従前の権利者が所有する部分及び同項の規定による3分の1(当該家屋が都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の4分の1)に相当する額の減額の適用を受ける部分に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)第62条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、同条に規定する税率に4分の3を乗じて得た率とする。	号)第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第12条第1項第9号の基準部分以外の部分に係る法附則第15条の8第3項に規定する従前の権利者が所有する部分及び同項の規定による3分の1(当該家屋が都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の4分の1)に相当する額の減額の適用を受ける部分に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)第62条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、同条に規定する税率に4分の3を乗じて得た率とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条から第6条までの規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成29年3月31日以前に、改正前の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条から第6条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

那覇市条例第33号

平成29年12月28日

那覇市ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例

那覇市ふるさとづくり寄附金条例(平成20年那覇市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、ふるさとへの思いや那覇市のまちづくりに共感を持つ個人、法人その他団体から寄附金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第9号の負担付きの寄附を除く。以下同じ。)を募ることにより、<u>那覇市のまちづくりの基本理念である「なはが好き！みんなで創ろう、子どもの笑顔が輝くまち」の達成に資することを目的とする。</u> (寄附金の指定等) 第2条 寄附者は、前条の目的を具体化するため、自らの寄附金を<u>次に掲げる事業の財源としてあらかじめ指定することができる。</u> (1) <u>心地よいつながりでつくる自治・協働・平和都市を推進するための事業</u> (2) <u>地域力を活かし、生きがいをもって支えあう健康都市を推進するための事業</u> (3) <u>人・自然・地球にやさしい環境共生都市を推進するための事業</u> (4) <u>子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市を推進するための事業</u> (5) <u>人も、まちも生きいき、美ら島の観光交流都市を推進するための事業</u> (6) <u>安心、安全で快適な亜熱帯庭園都市を推進するための事業</u>	(目的) 第1条 この条例は、ふるさとへの思いや那覇市のまちづくりに共感を持つ個人、法人その他団体から寄附金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第9号の負担付きの寄附を除く。以下同じ。)を募ることにより、<u>那覇市総合計画策定条例(平成28年那覇市条例第28号)第2条第2号の基本構想において示すまちづくりの将来像である「なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～」の実現に資することを目的とする。</u> (寄附金の指定等) 第2条 寄附者は、前条の目的を具体化するため、自らの寄附金を、<u>同条の基本構想において示すめざすまちの姿の実現に資する事業の財源としてあらかじめ指定することができる。</u> 2 <u>前項の規定により指定することができ</u>

2 前項の規定による指定がない寄附金については、市長が<u>同項に掲げる事業</u>の中から指定を行うものとする。 （基金の設置） 第3条 寄附金を<u>前条第1項に掲げる事業</u>の財源に充てるため、那覇市ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。	<u>る事業は、次の表の左欄に掲げるめざすまちの姿の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事業とする。</u> 〔表 別記〕 3 第1項の規定による指定がない寄附金については、市長が<u>前項の事業</u>の中から指定を行うものとする。 （基金の設置） 第3条 寄附金を<u>前条第2項の事業</u>の財源に充てるため、那覇市ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

〔改正後 別記〕

〔第2条第2項の表〕

めざすまちの姿	事業
多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA	自治、協働、男女共同参画、平和、防災又は防犯に関する事業
互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA	保健、福祉又は医療に関する事業
次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA	子ども、教育又は文化に関する事業
ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA	産業、観光又は情報に関する事業
自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA	環境又は都市基盤に関する事業